

店舗等兼用住宅とは

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の3の規定する、以下のものが建設可能となります。

- 1 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車など国土交通大臣の指定するものを除く。）
- 2 日用品の販売を主たる目的とする店舗、食堂、喫茶店
- 3 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋などのサービス業を営む店舗
- 4 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店などのサービス業を営む店舗
- 5 パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋などの自家販売のために食品製造(加工)業を営むもの。
- 6 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
- 7 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房

なお、非住宅の部分の延べ面積が全体の延べ面積の2分の1をこえず、かつ、50㎡以下であることが条件となっております。